

美浜の会ニュース

No. 155

2018. 11. 3

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

ゆたかな海・山・川を子どもや孫たちに残そう

日置川にも、高浜町・おおい町にも
どこにも核の中間貯蔵・乾式貯蔵はいらない

使用済燃料の行き場はなく 永久の核のゴミ捨て場になる

この事実を広く住民に伝えよう

10月28日、核のゴミ捨て場「中間貯蔵」はいらない！関西集会が開催された。関電が大飯3・4号の再稼働を認めてもらうために福井県知事に約束した、今年12月までに中間貯蔵施設の福井県外の計画地点を公表するという期限が、あと2ヶ月後に迫っている。白浜の自然、産業、観光等を守りたい、核のゴミをこれ以上増やしてはならない、原発を止めたい等の思いで、100名以上が集まった。参加者は、ゲストの冷水喜久夫さん（核のゴミはいらん日置川の会事務局長）と東山幸弘さん（ふるさとを守る高浜・おおいの会）のお話に耳を傾けた。冷水さんからは、9月6日に白浜町長が中間貯蔵施設の受け入れ拒否表明するまでの状況、「ゆたかな海・山・川を子どもや孫たちに残そう」と反対組織の結成に踏み切った地元の方々の思いを聞き、それを受け止めた。東山さんからは、原発稼働延命を許さず、これ以上の使用済燃料を増やさない立場から、白浜町への中間貯蔵施設の立地反対を福井県内で呼びかけた思いを受け止めた。

また集会では、関電の原発プールで満杯に近づいている使用済燃料が、どこにも持って行き場がない差し迫った状況にあることが明らかにされた。中間貯蔵施設であれ、原発敷地内乾式貯蔵施設であれ、これらは原発を延命させ、ますます多くの核のゴミを発生させ、永久の核のゴミ捨て場となるほかないものである。このことを、高浜町、おおい町の地域の人たちに広く知らせていこう。関電の福井県知事に対する年末までの約束が違反となれば、大飯原発3・4号の稼働に関する承認は事実上無効になる。関電の約束違反を確実なものにし、原発の運転を止めていこう。

白浜町長が中間貯蔵施設の受け入れ拒否を表明

白浜町長はこれまで、住民団体や関西の市民団体からの申し入れを受けても「(関電から)申し

12月10日(月) 国相手の大飯原発止めよう裁判(大阪地裁202号大法廷)

14:30 傍聴券の抽選/ 15:00~第28回法廷/ 終了後に報告・交流会: AP大阪淀屋橋

目次

▼核のゴミ捨て場に反対しよう・p1 ▼10・28 関西集会の報告・p4 ▼10月の自治体申入れ報告・p6
▼安定ヨウ素剤の事前配布を・p8 ▼六ヶ所再処理工場等の基準地震動過小評価の疑い・p10 ▼関西広域連合の防災計画にパブコメ出そう・p12 ▼防災ボランティアに参加して・p14 ▼本の紹介「原発事故後の子ども保養支援」・p15 ▼核のゴミ捨て場「中間貯蔵」はいらない! 10・28 関西集会アピール・p16

入れがない中で受け入れは考えていないが、話があれば聞く」と述べ、「受け入れないことの表明」を頑なに拒み続けてきた。しかし、ついに9月町議会の冒頭で、中間貯蔵施設の受け入れについて「申し入れがあったとしても、協議する考えはない」と表明した。これは、地元で結成された反対組織をはじめ、和歌山県、関西の運動が勝ち取った勝利である。

2月に和歌山県の8団体が白浜町長に要望書を提出。7月29日には関電が土地を所有している白浜町日置川地区で「核のゴミはいらん日置川の会」が約100名で結成。9月9日には白浜町の他の2地区の住民による「核のゴミはいらん白浜の会」の設立報告大会が130名で開催された。

関西からは、4月に避難計画を案ずる関西連絡会が全国の200団体が賛同する要望書を白浜町長へ渡し、申し入れを行った。8月にはコープ自然派脱原発ネットワークが、和歌山の生産者との交流や日置川への現地見学を行い、白浜町への申し入れも行った。

集会で冷水さんは、地元では過疎が進んでいるが、美しい海岸、600年前の山城も残る山、清流の日置川など、豊かな海・山・川をできるだけ子どもや孫たちに残し、引き継いでいくため頑張りたいとの決意を述べた。この強い思いが日置川への中間貯蔵を阻止する運動の原動力になっているのだ。今後、中間貯蔵を受け入れないために条例化も検討しているとのことだ。

むつ市も、関電の使用済燃料は「ずっと受け入れるつもりはない」(むつ市長の考え) ❖

9月13日、中間貯蔵施設を建設中の青森県むつ市に対し、要望書提出と申し入れが行われた。これは、むつ市、青森県、新潟県、関西、首都圏の13団体、26名の参加で、関西からは避難計画を案ずる関西連絡会が参加した。要望書への賛同は全国から211団体に達した。その要望事項の1つである、「関西電力の使用済核燃料搬入方針について、これを一切認めないこと」について、対応したむつ市企画政策部長は、関電の使用済燃料は、「当面だけでなく、ずっと受け入れるつもりはないというのが市長の発言の趣旨だ」と回答した。

むつ市の中間貯蔵施設は、東電と日本原電の子会社であるリサイクル燃料貯蔵(株)(RFS)が操業する。このRFSに対しても要望書提出と申し入れが行われた。その中でRFSは、使用済燃料の貯蔵を開始するには、改めてそのための安全協定が必要であり、それが結ばれるまでの間は搬入はあり得ない。そして新たな安全協定は自治体からの申し入れにより結ばれるもので、年内の操業開始自体が無理であることを明らかにした。関電のみならず、東京電力、日本原電からのものであっても、使用済燃料は当面、搬入は無理なのだ。

高浜町長、おおい町長、県議から「原発敷地内も選択肢」という発言が出たが、両町は否定 ❖

年内に福井県外の中間貯蔵施設の計画地点を公表するという約束を関電が守れない可能性が高まっている。このような状況のもとで福井県では、高浜町長、おおい町長、県議会特別委員会の議員から、原発敷地内の乾式貯蔵施設設置も選択肢ではないかとの声が出ている。

高浜町の野瀬豊町長は8月22日、中間貯蔵施設について「(県内にある関電の原発の)敷地内の選択肢も、今後は考える必要がある可能性がある」と述べた。さらにおおい町の中塚寛町長は8月28日、「(乾式貯蔵は)選択肢の一つであることは間違いない」と発言した。

福井県議会でも、9月13日原子力・エネルギー対策特別委員会で中間貯蔵施設について、「福井県におけないものを他県に置くことはなかなか難しい。県は甘いのではないか」「乾式貯蔵も考えるべきだ」と県知事の県外立地方針を批判する意見が出た。これらは県外立地が困難な状況にあるを見越して、関電に助け舟を出そうとするものだ。

ふるさとを守る高浜・おおいの会、原発設置反対小浜市民の会、避難計画を案ずる関西連絡会

の3団体は、「町を核のゴミ捨て場にしないために、使用済燃料の中間貯蔵や乾式貯蔵を受け入れないと表明してください」等の要望書を提出し、10月12日高浜町、続いて15日おおい町へ申し入れを行った。両町とも、県の「県外搬出」と同じ方針であり、使用済燃料の中間貯蔵・乾式貯蔵は、町として受け入れないと回答した。県外への中間貯蔵施設も、原発敷地内の乾式貯蔵施設も立地は困難となっている。

県外の中間貯蔵施設も、原発敷地内の乾式貯蔵施設も、原発の燃料プールが満杯状態に近づくとともに原発の運転を継続するためのものであり、永久の核のゴミ捨て場となるほかないものである。これらをどこにも造らせてはならない。

使用済燃料をこれ以上増やしてはならない。原発を稼働させてはならない ◆

東山さんは集会で、3月白浜町長への「使用済燃料の中間貯蔵施設を、決して受け入れないという意思を、早急に表明して下さい」との要望書に賛同した際の思いを、次のように語った。

「県内の反原発団体が使用済燃料の県外移設反対を主張することは、使用済燃料を敷地内に置いておくことに繋がる懸念もある。しかし、県外移設を認めることは『もう数年でプールがいっぱいになって運転できない』状況を変え、関電の原発延命に助け船を出すことになる。県内団体は賛同を検討して下さい。」

この呼びかけに応じて、福井県内で、原子力発電に反対する福井県民会議や、原発設置反対小浜市民の会をはじめ6団体が賛同に名を連ねた。使用済燃料がたまり続けている原発地元の反原発団体が、県外立地に反対を表明したことは重い意味を持つ。

さらに東山さんは、1999年頃から使用済燃料中間貯蔵施設は「東にむつ、西に小浜」と言われ、小浜市への誘致の動きがあったことを紹介した。市民が自然環境を守ろうと立ち上がり、地元の物産協会や観光協会などとともに反対運動を展開して阻止した。その思いは、現在の白浜の人々の思いに通じるものだ。

最後に、高浜町長の「敷地内の乾式貯蔵も選択肢」との発言に対して、原発の稼働を止めない状況では原発の延命に繋がると強調した。

中間貯蔵施設はいらない。敷地内乾式貯蔵施設も永久的な核のゴミ捨て場になる

高浜町、おおい町の人々に、チラシの戸別配布等で知らせていこう ◆

原発の運転により、使用済燃料は燃料プールにたまり続けている。廃炉が決まっている美浜1・2号の使用済燃料を3号のプールに移すとあふれる。大飯1・2号も同様にすると、3・4号のプールはせいぜい3、4年で満杯になる。そうなる则ち原発は燃料交換ができず、運転が継続できない事態となる。原発の運転が行き詰まるのは6、7年先ではなく、目の前に迫っているのだ。

このように原発プールで満杯状態に近づいている使用済燃料は、運び出す先がない。六ヶ所再処理工場の使用済燃料プールはすでに満杯になっており、第2再処理工場の計画は事実上消えてなくなっているからだ。六ヶ所再処理工場の寿命は40年なので、仮に中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設が操業を開始したとしても、その50年という貯蔵期間終了後に使用済燃料をここに持って行くことはできない。中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設は、永久的な核のゴミ捨て場になるしかないのだ。これらのことを戸別チラシ配布で広く知らせていこう。

各地で、中間貯蔵施設、乾式貯蔵施設をつくらせないように連携していこう。

関電の福井県知事に対する約束違反を確実なものにしよう。大飯3・4号を止めさせよう。さらに高浜3・4号、高浜1・2号、美浜3号を止めていこう。